

どう使う？ 合併特例債！

1. 予算化済特例債充当事業

3月定例会では、平成17年度の予算案が審議され、可決に至りましたが、その中で合併特例債の充当事業として、下表の内容を承認しました。

事業名	主管課	総額
		特例債充当額
防災無線整備	企画課	3億6,930万1千円
		3億330万円
県営農業基盤整備 (中山間地農道)	農林課	2,193万8千円
		2,080万円
斎場建設	生活衛生課	2億9,247万5千円
		2億7,780万円
一般廃棄物処理 施設場建設	環境施設課	4億9,056万3千円
		3億1,060万円
県事業負担金 (県道工事)	建設課	625万円
		590万円
計		11億8,052万7千円
		9億1,840万円



2. 合併特例債のおさらい

合併特例債とは、本年3月31日までに合併若しくは、合併の議会決定がされた市町村が借り受け出来る起債のことで、次の事業に対して充当できます。

◆建設事業

(120億1千万円/周防大島町の可能額)

「市町村建設計画」に基づく、周防大島町のまちづくり事業に要する経費総額の95%まで充当可能、その元利償還金の70%が普通地方交付税措置となります(国の補助と解釈して良い)。

◆基本造成 (22億1千万円/同前項)

地域住民の連帯強化、旧町区域の振興等を目的とした基金の積立の95%まで、合併特例債を充当可能、元利償還金については前項と同じです。

以上、周防大島町の合併特例債の可能額は前2項の合計額142億2千万円となります。

3. 今年予算化された主な事業

◆防災行政無線整備事業

現在、久賀・東和地区については、災害時の緊急連絡手段としての行政無線が設置されていないため、中継局と町内70ヶ所にスピーカーを、翌18年度には、受信状況の悪い箇所20ヶ所を増設する事業です。

この事業の最終計画は、橘地区が設置している「屋内戸別受信機」を各戸に設置することです。



屋外防災無線

◆斎場建設事業

大島地区の斎場の老朽化により、新斎場を「周防大島町大字西三蒲」地区に建設する事業です。鉄筋二階建(一部三階)308坪、土地558.5坪で、平成18年8月完成予定。



大島斎場建設予定地